

令和8年度 随意契約一覧表(学校教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	学校教育室	吹田市立小中学校支援学級通学車両運行委託業務	障がい児の通学用等にかかるリフト付きワゴン車の運行業務	令和8年4月6日から令和9年3月31日まで (令和8年4月6日)	大阪市西成区中開2丁目3番8号 新大阪タクシー株式会社	単価契約 30分1台につき3,510円 執行予定総額 17,125,290円	価格が認可制であり、実施可能事業者が一者しかないため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】イに該当)
2	教育総務室	学校環境整備業務	吹田市立小学校及び中学校における環境整備業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	単価契約 全日 9,902円 午前半日 5,110円 午後半日 4,791円 執行予定総額 1,509,935円	高齢者の登録者を多数有する(公社)吹田市シルバー人材センターへ単独随意契約により委託し、高齢者雇用の促進を図るため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
3	教育センター	吹田市立小中学校ICTサーバー配置業務	SUNネット及び新SATSUKIネットのICT機器を使用した授業での操作支援	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 (株)内田洋行 大阪支店	26,730,000円	吹田市固有のネットワークに参加したGIGA端末等を用いた授業支援を行います。4月1日から業務を開始するにあたり、一般競争入札実施では業務開始までに契約締結手続きが完了しないおそれがあるため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
4	教育センター	GIGAスクールネットワーク構築及び運用業務(延長保守)	GIGAスクールネットワークを円滑に運用するための保守及びヘルプデスク業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 (株)内田洋行 大阪支店	199,214,400円	学習系ネットワークを設置及び保守を担当した事業者でなければ、役務を提供することができないため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	教育センター	GIGAスクールネットワークシステム構築・運用保守業務(増員)	SUNネットのICT機器に関するヘルプデスク業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 (株)内田洋行 大阪支店	4,620,000円	学習系ネットワークを設置及び保守を担当した事業者でなければ、役務を提供することができないため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	教育センター	吹田市学校図書館システム及び機器の保守業務	吹田市の小中学校で利用している図書システムのシステム、機器の保守業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 (株)内田洋行 大阪支店	8,119,980円	図書システムを設置及び保守を担当した事業者でなければ、役務を提供することができないため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	教育センター	吹田市立小学校におけるGIGA端末のMDM更新ライセンス調達及び更新作業	小学生が利用するGIGA端末用向けMDMライセンスを調達し、適用する	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 (株)内田洋行 大阪支店	21,334,500円	学習系ネットワークを設置及び保守を担当した事業者でなければ、役務を提供することができないため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和8年度 随意契約一覧表(学校教育部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	教育総務室	小学校用GIGA端末iPad 購入	GIGA端末更新事業に おけるGIGA端末調達業 務	令和8年5月7日から 令和8年8月31日まで (令和8年5月7日)	大阪市中央区和泉町2丁 目2番2号 株式会社内田洋行 大阪 支店	438,240,000円	法令等により契約の相手方が定められているため(随意契約 ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関 係業務】ア及びイに該当)